

社 会 福 祉 法 人 征 峯 会
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームしらとり 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人征峯会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームしらとり」(以下「施設」という。)は、事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームしらとり
- (2) 所在地 筑西市上平塚590番地の1
- (3) 定 員 80人
- (4) ユニット数 8 (1ユニットの定員:10人)

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、入所者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は、一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名(非常勤)
医師は、入所者の健康状況に注意し、健康保持のため適切な措置をする。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を

行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- (4) 看護職員 3名以上（常勤）
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 27名以上（常勤）
介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 栄養士 1名以上（常勤）
栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員 4名以上（常勤）
調理員は献立に基づき給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 1名以上（常勤）
事務職員は、必要な事務を行う。
- (10) 介護支援専門員 1名以上（常勤）
介護支援専門員は、福祉サービス計画の作成を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の内容は、介護保険給付対象サービスとして、入所者に対して作成される施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

- (1) 入浴
1週間に2回以上の入浴及び清拭を行う。
- (2) 排泄
入所者の心身の状況に応じて、又入所者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
また、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。
- (3) 食事の提供
食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、食事の時間は概ね次のとおりとする。
朝食 午前 8時00分から
昼食 午前12時00分から
夕食 午後 6時00分から
- (4) 機能訓練
入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 健康保持
常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (6) 相談及び援助
常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- (7) 社会生活上の便宜の供与等
施設に教養娯楽設備を備え、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保する。
- (8) その他
離床、着替え、整容等に介護を適切に行う。

(施設サービス内容の説明)

第6条 施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、運営規程の概要、当該サービス内容及び費用、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、入所者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮してサービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(入所者負担の額)

第8条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分支払いを受けるものとする。食費は、介護保険負担限度額により徴収し、第4段階の利用者については、朝430円、昼600円、夕570円とする。同じく居住費も介護保険負担限度額により徴収し、第4段階の利用者については2300円とし、トイレ付の居室を利用する場合2500円とする。又、「居住費」及び「食費」について、国が定める負担限度額（第1段階から3段階まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする

- (1) 入所者が選定する特別な食事に要する費用 実費
- (2) 理美容代 実費
- (3) インフルエンザ接種 実費
- (4) コロナワクチン接種 実費
- (5) 現金及び預貯金の入出金代行を含む貴重品管理 1ヶ月あたり3000円
ただし、現金管理委託(10,000円未満)のみの場合 1ヶ月あたり1000円
- (6) ご利用者の依頼により、入退所時、外泊時、協力医療機関以外の通院・入院時の付き添い・移送、また、ご本人の要望による検査通院や冠婚葬祭等への送迎費用
 - ①筑西市、結城市内 1回あたり1,000円(往復)
 - ②筑西市、結城市外
施設から片道おおむね5km未満 1回あたり1,000円(片道)
施設から片道おおむね5km以上10km未満 1回あたり2,000円(片道)
以降、片道おおむね5km増すごとに1,000円を加算
- (7) テレビレンタル料(電気代込み) 1ヶ月 1,500円
- (8) 電気製品使用料 1ヶ月 500円
- (9) 買物代行手数料 1回 300円
- (10) その他日常生活上必要となる費用で、入所者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する

3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(要介護認定に係る援助)

第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 入所者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論又は暴力、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第11条 入所者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後も再び入所することができる。

(緊急時における対応方法)

第12条 サービス提供時に入所者の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、施設の点検整備、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関などを交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 全各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(衛生管理等)

第14条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の発生予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の発生予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第15条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第16条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 管理者は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 責任者の選定 (責任者：施設長 埜 律雄)
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待に関する相談窓口の設置
 - (5) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (年2回)
 - (6) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 管理者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第18条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービス

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、
業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でな
くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、「利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日か
ら5年間保存する」
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会理事長と事業所の管
理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年 3月28日から施行する。
この規程は、平成20年 7月 1日から改正施行する。
この規程は、平成20年 8月 1日から改正施行する。
この規程は、平成21年10月 1日から改正施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から改正施行する。
この規程は、平成27年 6月 1日から改正施行する。
この規程は、平成27年10月 1日から改正施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から改正施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から改正施行する。
この規定は、令和 3年 9月 1日から改正施行する。